

『京都子育て支援医療』制度について

～京都子育て支援医療証は、白色の証になります～

対象者 笠置町に在住の方で、
誕生日（または転入日）～ 満15歳になられる年の3月31日 までの方

※ 医療証の年度切替はありません。

受けられる医療内容

<外来>

誕生日（または転入日）から、満12歳になられる年の3月31日（小学校卒業）までの間、外来について、自己負担なしで医療を受けていただけます。

<入院>

誕生日（または転入日）から、満15歳になられる年の3月31日（中学校卒業）までの間、入院について、自己負担なしで医療を受けていただけます。

<補足>

笠置町では、町独自の助成事業として、
「小学校卒業後最初の4月1日から、満18歳になられる年の3月31日（高校卒業）までを助成対象とする児童医療受給者証の交付」をしています。
児童医療受給者証の申請案内は、受給要件該当の約2～3週間前に送付いたします。

*例外的に自己負担いただかないといけないもの

食事代、部屋代（ベッド代）、診断書代、書籍代などの保険適用の範囲外とされるものは、自己負担いただかなければなりません。

<お問い合わせ先>

笠置町役場保健福祉課

子育て支援医療担当

TEL：0743-95-2303

裏面もご覧ください →

医療機関等への年齢別 証持参一覧表

	0歳 ～ 満12歳になられる年の 3月31日まで	小学校卒業後最初の4月1日 ～ 満15歳になられる年の 3月31日まで	中学校卒業後最初の4月1日 ～ 満18歳になられる年の 3月31日まで
入院	保険証 + 子育て支援医療証(白色)	保険証 + 子育て支援医療証(白色)	保険証 + 児童医療証(さくら色)
外来	保険証 + 子育て支援医療証(白色)	保険証 + 児童医療証(さくら色)	保険証 + 児童医療証(さくら色)

償還払い申請方法

<京都府内の病院等を受診された場合>

令和6年4月診療分より、窓口負担なしで医療を受けていただけます。
ただし、保険適用の範囲外とされるものについては自己負担となります。

<京都府外(奈良県など)の病院等を受診された場合>

窓口にて、全額を立替払いしてください。

医療機関等受診後、領収書(医療点数の記載されているもの)・各受給者証・振込先が分かるもの(通帳など)をご持参のうえ、笠置町役場保健福祉課まで申請してください。

診療月の約2ヵ月後に、申請いただきました振込先に償還払いさせていただきます。

